

東広島市公共施設保全業務 プロポーザル実施要領

令和7年8月19日

東広島市 財務部管財課

東広島市公共施設保全業務導入プロポーザル実施スケジュール

	東広島市	提案者
令和7年 8月19日	プロポーザル公募実施 参加申込書の受付開始 質問（参加申請・提案内容）受付開始 提案書の受付開始 ↓	
令和7年 8月27日	質問書（参加申請）の提出期限 ↓	（質問がある場合） 質問書（参加申請）の作成・提出
令和7年 9月 3日	質問書（参加申請）への回答通知 ↓	回答（参加申請）の受領
令和7年 9月16日	参加申込書の受付終了 ↓	参加申込書等の作成・提出
令和7年 9月24日	参加資格の確認結果通知 ヒアリング審査案内通知 ↓	参加資格の確認結果受領 ヒアリング審査案内受領
令和7年10月1日	質問書（提案）の提出期限 ↓	（質問がある場合） 質問書の作成・提出
令和7年10月10日	質問書（提案）の回答通知 ↓	回答の受領
令和7年10月24日	提案書等の提出期限 ↓	提案書等の作成・提出
令和7年10月31日	プレゼンテーション審査（委員会） ↓ 審査・最優秀提案事業者の決定 ↓	ヒアリング審査出席
令和7年11月 7日	最終選定結果通知 ↓	最終選定結果通知受領
令和7年12月19日	詳細協議 ↓	
令和8年 2月 2日	契約締結 ↓	
令和8年 4月 1日	業務開始	（業務開始準備）

東広島市公共施設保全業務 プロポーザル実施要領

1 業務の名称

東広島市公共施設保全業務

2 業務の概要

(1) 業務内容

本業務は、対象公共施設（１７３施設）の点検、応急補修、修繕等を一貫して実施するものである。

業務内容の詳細は、「必須要件」、「提案仕様書」及び「提案仕様書において想定する事業スキーム」を参照すること。

契約は、受注者（選定事業者）の提案を踏まえ、本プロポーザルに示す条件の範囲内で詳細な協議を行い、仕様を決定した上で行う。

（区分と施設数）別紙１ 対象施設一覧のとおり

施設区分	施設数
地域センター等	３９
保育所・認定こども園・幼稚園	２２
小中学校	４３
いきいきこどもクラブ	５０
支所・出張所	８
消防署	７
給食センター	４

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和１３年３月３１日まで

（業務期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで）

(3) 調達方法

公募型プロポーザル方式による。

(4) 契約の形態及び支払方法

予算の範囲内で上限を定めて総価契約を行う。このうちマネジメント経費は一定期間ごとに均等額を支払うものとし、修繕経費は、一定期間ごとに実費精算額を支払うものとする。なお、希望により事前の概算払いを行う。

（「東広島市公共施設保全業務 必須要件」を参照すること。）

(5) 提案上限額

本業務の上限額は、５年間の総額で１,００９,５００,０００円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

マネジメント経費（巡回点検、応急補修及びその他運営）の上限１３０,０００千円に本市が提示する修繕経費の予定額８７９,５００千円（固定）を加えたものとして、価格提案書の様式に記載の注意事項に沿って提案すること。

3 本業務の調達に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 名称

東広島市 財務部 管財課 資産経営係

(2) 所在地

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号
(東広島市役所 本館6階)

(3) 連絡先

電話：082-420-0908

FAX：082-422-6850

E-mail：hgh200908@city.higashihiroshima.lg.jp

(4) 窓口による受付

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に受け付ける。

(5) 郵送等による受付

書留郵便又は配達記録が追跡可能なメール便（※）により提出期限までに提出先に届いたものを受け付ける。

※民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。

4 本業務の調達手続き等において使用する言語、通貨及び単位

(1) 言語

日本語

ただし、固有名詞等で外国語を用いることが適当な場合は、外国語の使用も可とする。

(2) 通貨

日本国通貨

(3) 単位

日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

5 説明会

本業務の調達に関する説明会は開催しない。

質問及び回答については、参加申込書の提出に関することは「7（2） 参加申込書の提出に係る質問」により、提案書等の提出に関することは「10 提案書類に関する質問及び回答」により、期限までに書面にて提出すること。

6 参加資格

(1) 単独企業の場合

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれに

も該当しないこと。

- ②会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者でないこと。（同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされた者を除く。）
- ③民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者でないこと。（同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされた者を除く。）
- ④手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は参加申込書の提出日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者でないこと。
- ⑤広島県内に本店を有すること。
- ⑥本業務の公募を開始する日から契約締結日までの間のいずれの日においても東広島市の指名除外措置を受けていないこと。
- ⑦参加希望書を提出する日において本市の法人市民税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑧本業務の総括責任者として、ビルメンテナンス等の業務責任者として通算5年以上の実務経験を有し、本業務に必要な技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を有する者を選任できること。

（2）企業グループの場合

- ①企業グループの全ての構成員が上記（1）①～⑦の要件を満たしている者であること。
- ②企業グループの構成員のいずれか1者が（1）⑧の要件を満たしていること。
- ③企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本プロポーザルの申込に参加していないこと。
- ④企業グループの構成員数は、3以内であること。

7 参加申込書の提出

本業務の調達に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のとおり公募型プロポーザル（東広島市公共施設保全業務）参加申込書を提出すること。

（1）参加申込書の提出

- ①提出期限：令和7年9月16日（火）午後5時
 - ②提出先：東広島市財務部管財課
 - ③提出書類：ア．公募型プロポーザル（東広島市公共施設保全業務）参加申込書（以下「参加申込書」という。）（別記様式第1号）
 - イ．共同企業体結成届（企業グループの場合）（別記様式第2号）
 - ウ．会社概要（別記様式第3号）
 - エ．直近の決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表）
 - オ．誓約書（別記様式第4号）
 - カ．税の滞納がないことを示す書類（i、iiいずれも）
 - i 本市に納めるべき全ての税
 - ii 消費税及び地方消費税
- ※いずれも参加申込書を提出する日から3か月以内に発行されたものに限る。写しでも可とする。

④提出方法：持参又は郵送とする。

提出書類を封筒に入れ、参加企業（企業グループにあつては代表企業）の商号又は名称及び「東広島市公共施設保全業務参加申込書在中」と記載すること。

（２）参加申込書の提出に係る質問

参加申込書の提出に関して質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

①提出期限：令和７年８月２７日（水）午後５時

②提出先：東広島市財務部管財課

③提出書類：質問書（質問分類「プロポーザル参加申込書の提出に関すること」に○印をつけること）（別記様式第１８号）

④提出方法：電子メールとする。なお、電子メールの件名は「東広島市公共施設保全業務に係る質問（参加申込）」とすること。
また、受信確認のため、メール送信後に電話連絡すること。

⑤その他：提出期限までに到着しなかった質問及び電話による質問については回答しない。なお、電子メールの件名は「東広島市公共施設保全業務に係る質問に対する回答（提案内容）」とする。

（３）質問に対する回答

①回答日：令和７年９月３日（水）

②回答先：質問を提出した参加希望者のみ

③回答方法：電子メールによる。なお、電子メールの件名は「東広島市公共施設保全業務に係る質問に対する回答（参加申込）」とすること。
また、受信確認のため、メール送信後に電話連絡すること。

※ただし、参加を検討する他の事業者にも周知する必要がある場合は、ホームページ等により公表することがある。

８ 参加資格の確認

参加申込書の提出があつた者の参加資格を確認し、参加資格確認通知書を通知する。

（１）通知日：令和７年９月２４日（水）

（２）通知先：参加申込書を提出した参加希望者の連絡先

（３）通知書類：「東広島市公共施設保全業務に係る参加資格の確認について」

（４）通知方法：郵送による。

９ 参加資格の喪失

参加資格確認通知により参加資格を得た者（以下「参加者」という。）においても、次のいずれかに該当するときは参加資格を失うものとする。

（１）プロポーザル実施日までに参加資格の要件を満たさなくなったとき。

（２）参加者が本業務に対して２以上の参加申請をしたとき。

（３）参加者が他人の申請の代理をしたとき。

（４）参加申込書及び提案書等の内容並びに審査等の説明内容に関して、事実と反する

等の不正行為があったとき。

- (5) 参加者が提案書等を提出しなかったとき。
- (6) 本市から提案書等に関する質問を受けた参加者が回答書を提出しなかったとき。
- (7) 参加者がプレゼンテーション審査に参加しなかったとき。
- (8) 本公募型プロポーザルへの参加を辞退したとき。

10 提案書類に関する質問及び回答

(1) 質問

提案書類に関して質問がある場合は、次のとおり質問書を提出するものとする。

- ①提出期限：令和7年10月1日（水）午後5時
- ②提出先：東広島市財務部管財課
- ③提出書類：質問書（質問分類「提案書類の提出に関すること」に○印をつけること）（様式第18号）
- ④提出方法：電子メールとする。なお、電子メールの件名は「東広島市公共施設保全業務に係る質問（提案内容）」とすること。
また、受信確認のため、メール送信後に電話連絡すること。

(2) 回答

質問に対する回答は、プロポーザル参加を有するすべての者に対し、次のとおり行う。

- ①回答日：令和7年10月10日（金）
- ②回答先：すべてのプロポーザル参加者
ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものと本市が判断した場合は、質問者のみに対して回答することがある。
- ③回答方法：電子メールによる。なお、電子メールの件名は「東広島市公共施設保全業務に係る質問に対する回答（提案内容）」とする。
- ④その他：提出期限までに到着しなかった質問及び電話による質問については回答しない。

11 提案書等の提出

(1) 提案書等の提出

参加者は、別に定める「東広島市公共施設保全業務に関する提案書作成要領」（以下「提案書作成要領」という。）により提案書等を作成すること。

- ①提出期限：令和7年10月24日（金）午後5時
- ②提出先：東広島市財務部管財課
- ③提出書類：提案書作成要領において規定する全ての書類
- ④提出部数：8部
- ⑤提出方法：持参又は郵送とする。
持参・郵送を問わず、提出書類を封筒に入れ、封筒に参加企業（企業グループにあっては代表企業）の商号又は名称及び「東広島市公共施

設保全業務に関する提案書等書類在中」と記載すること。

⑥その他：提案書の正本（１部）を除き、各資料への提案者名、住所、名前、ロゴマーク等、参加者を特定できる表示は行わないこと。正本以外の資料に記載する提案者名は、参加資格通知に別途指定する。

提出された提案書等の書類は、返却しない。なお、提案書等を再提出した場合は、前回提出分を返却する。

（２）提案書等の再提出

提案書等の再提出は、提案書等の提出期限内に限り認める。なお、提案書等の部分的な差し替えは認めない。

（３）プロポーザル参加の辞退

参加者が本公募型プロポーザルへの参加を辞退する場合は、東広島市公共施設保全業務プロポーザル辞退届（以下「辞退届」という。）（様式第１９号）を提出すること。また、辞退届の提出があった場合でも、それまでに提出された書類は返却しない。

（４）費用の負担

本業務の調達の提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

１２ 審査の実施

（１）プレゼンテーション審査

提出のあった提案書等の内容及び以下の要領で実施する事業者による説明及び質疑応答（以下「プレゼンテーション」という。）の内容によって審査し、契約締結に向けた協議を行う参加者の順位を決定する。

①実施日：令和７年１０月３１日（金）（詳細は別途通知）

②審査者：東広島市公共施設保全業務受注候補者選定委員会（以下「委員会」という。）

（２）プレゼンテーションの実施概要

参加者１者当たりの説明時間は３０分を上限とし、概ねの内訳は説明１５分、質疑応答１５分とする。

プレゼンテーションの実施に当たり必要な資機材（パソコン等）は参加者が用意すること。ただし、プロジェクタ及びスクリーンは本市が用意する。

プレゼンテーション用に資料を別途作成する場合は次の点に留意すること。

- ・事業者においてフルカラーで８部を用意すること。
- ・提出済みの企画提案書の内容と相違しないこととし、提案書作成要領の構成順と同じにすること。

（３）最終審査

委員会において、提案書等、プレゼンテーションの内容を総合的に判断し、評価点数を算定し、契約締結に向けた協議を行う者の順位付けを行い、最上位の者を契約候補者とする。

①日時：プレゼンテーションの実施後直ちに行う。

②場所：東広島市役所内

③審査方法：別に定める東広島市公共施設保全業務受注候補者選定要領（以下「選定要領」という。）に基づき提案書等を審査する。

1 3 審査参加者の失格事項

- (1) 最終審査提案価格が、本市が定める上限額を超えているとき。
- (2) 提案書類の記載内容が、別に定める「東広島市公共施設保全業務 必須要件」を明らかに満たさないとき。

1 4 最優秀提案事業者の決定

委員会の審査の結果、満点の 6 割以上の点数を獲得し、かつ最高評価点となった者を最優秀提案事業者（契約候補者）とする。詳細は選定要領による。

1 5 最終選定結果の通知

- ①通 知 日：令和 7 年 1 1 月 7 日（金）予定
- ②通 知 先：審査参加者
- ③通知文書：「東広島市公共施設保全業務に係る最終選定の結果について」
- ④通知方法：郵送とする。
- ⑤結果公表：選定要領に基づき選定結果を公表する。

1 6 契約

(1) 契約の締結

契約候補者と提案書等を参考に契約仕様の協議を行い、協議が整った場合には、契約を締結する。また、契約候補者と協議が整わない場合にあつては、次点として評価した審査参加者を契約候補者として協議の上、契約を締結することがある。

(2) 契約保証金

原則として納付とするが、東広島市契約規則第 34 条各号に掲げる条件のいずれかを満たす場合には、契約保証金は免除する。

(3) 契約条件等

東広島市契約規則等を遵守した契約を締結する。また、契約書及び契約約款については本市の契約課共通様式を使用し契約を締結する。

1 7 公平なプロポーザルの確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、他のプロポーザル参加者と参加資格及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、最優秀提案事業者の決定前に他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときには、当該参加者をプロポーザルに参加さ

せないことがある。

1 8 プロポーザルの進行に関する制限

本公募は、予算成立前の準備行為として募集の手続きを行うものである。

このため、東広島市議会 9 月定例会に上程を予定する令和 7 年度一般会計補正予算案（本公募の事業費を含む）が可決されなかった場合には、本公募を中止することになりますので、十分に留意のうえ参加すること。

1 9 その他

- （1）事故又は不正な行為等、本業務の調達に関して重大な支障があると認めるときは、プロポーザルを中止し、又は実施スケジュールを変更することがある。
- （2）本業務の調達に関し、提出された参加希望書及び提案書等は、本業務の調達における最優秀提案事業者の選定以外の目的で使用しない。
- （3）本業務の調達に関し、本市から受領又は閲覧した資料等は、本市の了解なく公表又は使用してはならない。